



## 令和6年能登半島地震に関する相談窓口の開設について

令和6年1月1日に能登半島で発生した地震により被災された皆様にご心からお見舞い申し上げます。

被災された皆様からの「法務局の業務に関する相談」窓口を開設しましたので、御案内申し上げます。また、法務局の業務に関する「よくあるご質問」もまとめましたので、御覧ください。

### 【相談窓口】

○ 金沢市新神田4丁目3番10号

金沢地方法務局 076-292-7810

※自動音声ガイダンスでご案内します。

※番号は、ガイダンスの途中でも選択いただけます。

### 【よくあるご質問】

1 不動産登記関係（音声ガイダンス番号「1」→「5」）

Q1 土地・建物の権利証（登記済証、登記識別情報通知書）を紛失しましたが、再発行できますか。

#### 【答え】

権利証（登記済証、登記識別情報通知書）は、登記が完了したときにお渡しするもので、再発行はできません。

Q2 土地・建物の権利証（登記済証、登記識別情報通知書）を紛失すると、その土地・建物の所有権はなくなりますか。

#### 【答え】

権利証（登記済証、登記識別情報通知書）を紛失しても、所有権はなくなりません。

Q3 土地・建物の権利証（登記済証、登記識別情報通知書）を紛失した場合でも、その土地・建物の売買や贈与等の登記を行うことができますか。

#### 【答え】

権利証（登記済証、登記識別情報通知書）を紛失した場合でも、登記官が法定の手続により本人の意思に基づく登記申請であることを確認できれば、売買や贈与等の登記を行うことができますので、最寄りの法務局に御相談ください。

Q 4 土地・建物の権利証（登記済証、登記識別情報通知書）や実印を紛失しましたが、不正な登記の申請に利用されることが心配です。

【答え】

土地・建物の所有権を第三者に移転する登記を申請する場合は、申請書又は委任状に実印を押印した上、権利証（登記済証、登記識別情報通知書）及び印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）を提出する必要があります。

実印を紛失等した場合は、改印や印鑑証明書の発行停止等の手続を市役所で行い、事案に応じて、権利証や実印等についての紛失届や盗難届を所管の警察署に届出することをおすすめします。

また、法務局においても、第三者からの不正な登記を防止する不正登記防止申出という制度がありますので、最寄りの法務局に御相談ください。

Q 5 今回の地震により建物が倒壊しました。この場合、建物の滅失登記の申請をしなければならないのでしょうか。

【答え】

被災された方々の登記申請の負担軽減を図るとともに、被災地の速やかな復旧・復興のため、今回の地震により全壊した建物が多い地域については、当該建物の滅失の登記を、所有者からの申請によることなく登記官が職権により行う予定です。現在、実施時期等について検討していますので、具体的な計画が決まりましたら改めてお知らせします。

2 商業・法人登記関係（音声ガイダンス番号「1」→「4」）

Q 1 会社・法人の代表者の印鑑を紛失しましたが、どうしたらよいでしょうか。

【答え】

新たに代表者の印鑑を作成した上で、代表者個人の実印と市区町村発行の印鑑証明書（作成後3か月以内のもの）を準備し、石川県内の最寄りの法務局で改印の手続を行ってください。

なお、第三者からの不正な登記を防止する不正登記防止申出という制度がありますので、最寄りの法務局に御相談ください。

Q 2 会社・法人の印鑑カードを紛失しましたが、どうしたらよいでしょうか。

【答え】

会社・法人の代表者の印鑑を準備し、石川県内の最寄りの法務局で「印鑑カードの廃止」と「印鑑カードの交付」の手続を行ってください。

### 3 戸籍・国籍関係（音声ガイダンス番号「2」）

Q1 本籍地は被災地ですが、戸籍の証明書を取ることはできますか。

【答え】

本籍地の戸籍窓口（郵送による請求を含む。）で交付しています。ただし、通常よりも交付にお時間をいただく場合があります。

Q2 震災後、本籍地とは異なる住所地で戸籍の届書を出しました。本籍地は被災地ですが、届書の内容を反映した戸籍の証明書を取ることはできますか。

【答え】

戸籍の届書は住所地から本籍地に郵送され、本籍地で戸籍の処理がされますが、郵便の復旧に伴い、当該届書の内容を反映した戸籍の証明を取得することができるようになりました。

ただし、本籍地の戸籍窓口（郵便による請求を含む。）では、通常よりも交付にお時間をいただく場合があります。

### 4 供託関係（音声ガイダンス番号「3」）

Q1 これまで供託カードを使用して供託の申請をしていましたが、今回の地震により供託カードを紛失してしまいました。再発行をしてもらえるのでしょうか。

【答え】

供託カードについては、次回の供託申請をされる際に、再発行が可能です。申請される際、担当職員にその旨をお伝えください。

Q2 これまで供託申請をしてきましたが、今回の地震の影響により供託書の正本を紛失してしまいました。再発行をしてもらえるのでしょうか。

【答え】

供託書の正本については再発行できませんが、供託書の正本を紛失したとしても、供託所に対する払渡請求の手續に支障は生じません。

なお、供託していることの証明が必要な場合、供託証明の制度を利用することができます。詳しくは供託課にお尋ねください。

Q3 賃貸している住宅の家賃について、今回の地震の影響により、家主の所在が分からなくなってしまいました。家賃の支払期限も迫っていますが、どのように対応すればよいのでしょうか。

【答え】

家主など賃料の支払先の所在が不明であるため支払ができない場合には、受領不能を原因として供託することが考えられます。詳しくは供託課にお尋ねください。

Q 4 賃貸住宅の家主から立ち退きを求められました。このまま住み続けたいと思  
い家主と話し合っている一方、家賃の支払のために家主の元に赴いたのですが  
家賃の受領を拒否されました。どのように対応すればよいでしょうか。

【答え】

支払期限内に家賃を家主に現実に提供していれば、債務不履行責任は生じませ  
んが、当該月の家賃弁済の債務は消滅しません。そこで、供託制度を利用するこ  
とが考えられます。詳しくは供託課にお尋ねください。

Q 5 売買契約の支払期限が迫っているので、代金の支払のため支払場所である相  
手方の住所に赴いたのですが行方が分からなくなってしまいました。どのよう  
に対応すればよいでしょうか。

【答え】

代金の支払期限を過ぎますと、一般的には損害賠償責任が生じて遅延損害金を  
支払わなければなりません。その責任を免れる方法として供託制度を利用するこ  
とが考えられます。詳しくは供託課にお尋ねください。

## 5 遺言書保管関係（音声ガイダンス番号「3」）

Q 1 遺言書を輪島支局に預けていますが、今般、一時的に他の地域で生活し、住  
所を変更することになりました。その際、法務局に対しては住所変更の届出な  
どは必要でしょうか。

【答え】

遺言書を法務局で預けており、住所に変更があった場合、住所の変更の届出が  
必要です。

Q 2 遺言書を輪島支局に預けていますが、新たに遺言書を作成して最寄りの法務  
局に預けたいと考えています。輪島支局とは別の法務局に預けることは可能で  
しょうか。

【答え】

追加で遺言書を法務局に預ける場合、最初に遺言書の保管の申請をした法務局  
（この場合は輪島支局）に遺言書を預ける必要があります。別の法務局に遺言書  
を預けたい場合は、輪島支局に対して保管の申請の撤回という手続を行って遺言  
書を返してもらってから別の法務局に保管の申請を行う必要があります。

Q 3 輪島支局に預けた遺言書の写しを紛失してしまいました。遺言者が輪島支局で遺言書の写しをもらうことは可能でしょうか。

【答え】

既に法務局に預けている遺言書の写しを遺言者に交付する手続はありません（遺言者の死亡後であれば相続人等が遺言書の内容の証明書を取得することができます。）。遺言書の内容を確認したい場合は、遺言書の原本又は画像データを閲覧するか（写真撮影可能）、輪島支局で保管の申請の撤回という手続を行って遺言書を手元に取り戻す必要があります。

Q 4 遺言書を輪島支局に預けたときに受領した保管証を紛失しました。再発行は可能でしょうか。

【答え】

保管証の再発行はできません。

なお、今後の手続（遺言者の申請の撤回、遺言書の閲覧、遺言書情報証明書の交付等）に保管証及び保管番号は必ずしも必要ではありません。